

平成22年8月20日
消費者庁

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うちガスカートリッジ直結型ガスこんろ1件) | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち扇風機2件) | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うちウォーキングマシン1件、ウォーターベッド1件) | 2件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 三洋電機株式会社が製造した扇風機(管理番号A201000416、A201000417)

① 事象及び再発防止策について

三洋電機株式会社が製造した扇風機で、電気部品の経年劣化によって出火したと思われる事故が2件発生しました。いずれも1970年以前に製造されていたものです。

同社は、1977年以前に製造された同社製扇風機について、平成19年8月から本年6月までに毎年、新聞広告を掲載し、平成19年9月にはテレビ広告を実施するなどして、使用の中止を呼びかけています。

②消費者への注意喚起

同社は、該当する製品を御使用の方に対し、直ちに使用を中止するよう呼びかけています。コンセントから電源プラグを抜いて、下記の間い合わせ先に速やかに御連絡ください。

(三洋電機株式会社扇風機相談室の間い合わせ先)

フリーダイヤル：0120-34-0979

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・会社の休日を除く。）

ホームページ：http://jp.sanyo.com/info/products_safety/080430.html

(本発表資料の間い合わせ先)

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：榎本

電話：03-3507-9204（直通）

(三洋電機株式会社が製造した扇風機の発表資料に関する間い合わせ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、吉津、山崎

電話：03-3501-1707（直通）

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000414	平成22年8月5日	平成22年8月17日	ガスカートリッジ直結型ガスこんろ	M-8254	パール金属株式会社	火災 重傷3名 軽傷2名	キャンプ場にてこんろが2口ある当該製品で調理中、当該製品の2個あるうちの1個のボンベが空になったため、もう一方のこんろの炎を消さずにボンベを交換したところ、こんろとボンベの接続部から漏れたガスに引火したと思われる火災が発生し、3名が重傷、2名が軽傷の火傷を負った。当該製品及び周辺が焼損した。現在、原因を調査中。	岐阜県	平成22年8月18日に消費者安全法の重大事故等にて公表済事故

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000416	平成22年8月8日	平成22年8月18日	扇風機	EF-6DN	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品のモーター部分より出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から40年以上経過した製品 平成19年8月25日から使用中止の呼びかけ
A201000417	平成22年8月7日	平成22年8月18日	扇風機	EF-6DN	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品のモーター部分が溶け、発煙・出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。現在、原因を調査中。	宮城県	製造から40年以上経過した製品 平成19年8月25日から使用中止の呼びかけ

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000415	平成22年7月13日	平成22年8月17日	ウォーキングマシン	重傷1名	当該製品を使用中、後ろに下がり過ぎて当該製品から落下し、負傷した。安全装置(スピードについていけない時などに自動的にベルトを止めるもの)の使用状況も含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201000418	平成22年7月13日	平成22年8月18日	ウォーターベッド	火災	2台並べた当該製品の片方で水漏れが発生したため、当該製品から水を抜き、問題がない片方だけに布団をかけて就寝していたところ、水を抜いた方の当該製品に設置した保温用のヒーターに布団が接触し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。使用状況も含め、現在、原因を調査中。	北海道	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
 該当案件無し

扇風機（管理番号：A201000416、A201000417）

